

2018年5月17日

各 位

株式会社みちのく銀行

融資案件における不適切な取扱いの発生について

この度、当行において下記のとおり融資案件における不適切な取扱いが発生いたしました。公共的使命や社会的責任を果たすため、業務の健全かつ適切な運営と地域社会等からの信頼の維持・向上が求められる銀行において、不適切な事案が発生いたしましたことに対しまして、役職員一同深く反省いたしております。

当行は、この事案の発生を受け、事実関係の調査を実施してまいりましたが、その調査結果をお知らせいたします。

日頃からご支援、ご愛顧を賜っておりますお客さま、株主の皆さま、地域の皆さまに対しまして、ご心配とご迷惑をお掛けしたことに對して心より深くお詫び申し上げます。

記

1. 事件概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 発生店 | 青森県内支店 計8か店 |
| (2) 件 数 | 17件 |
| (3) 内 容 | 設備資金に係る融資は融資実行後の融資金管理を必要としておりますが、行内の事務処理を終了させることを目的に、外部の保証機関さまに対する提出書類や当行内部管理帳票等の記載内容のつじつま合わせを行い、また、関連資料である領収書を偽造するなどしていた事案です。 |
| (4) 被害金額 | 本事案に関して、お借入人さまの金銭的被害はございません。 |
| (5) 発生期間 | 平成24年11月30日(金)～平成29年10月31日(火) |
| (6) 発覚日 | 平成29年12月11日(月) |
| (7) 発覚の経緯 | 当行の内部監査で職員の融資業務に関する事務処理の放置が発覚しました。その調査過程において、設備資金融資案件の稟議書に添付されていた領収書と異なる領収書を外部保証機関さまに送付していたことが判明したことから、調査の対象範囲を拡げて全営業店の設備資金融資を調査した結果、計17件の不適切な事案が発覚いたしました。 |

2. 今後の対応

本来は外部保証機関さまの保証を付けることができない融資につきましては、お借入人さまのご了解を得たうえで、お借り入れの時点と同じ条件で、順次、当行プロパー融資に切替手続を進めております。なお、ご融資に関連してご負担いただきました保証料は、ご融資当初に遡ってお借入人さまにお戻しさせていただいております。

3. 関係機関への届出等

本件につきましては、すでに監督官庁および青森県警本部に報告しております。

4. 再発防止策

当行では、法令等遵守態勢につきまして、これまでも最重要課題として位置付け、行内の態勢整備に努めてまいりましたが、今回の事態を厳粛に受け止め、内部管理態勢の一層の強化、コンプライアンスの再徹底など、再発防止と信頼回復に向け、役職員一丸となって取り組んでまいります。

5. 本件に関するお問合せ先（お客さま専用）

受付時間	受付窓口
・平成30年5月17日（木） ～午後8時まで	経営管理部 お客さま相談室 【電話番号】（フリーダイヤル）0120-37-0925
・平成30年5月18日（金）以降 午前9時～午後5時まで	
・上記以外（休日） 午前9時～午後5時まで	みちのくテレフォンセンター 【電話番号】（フリーダイヤル）0120-86-3709

以 上